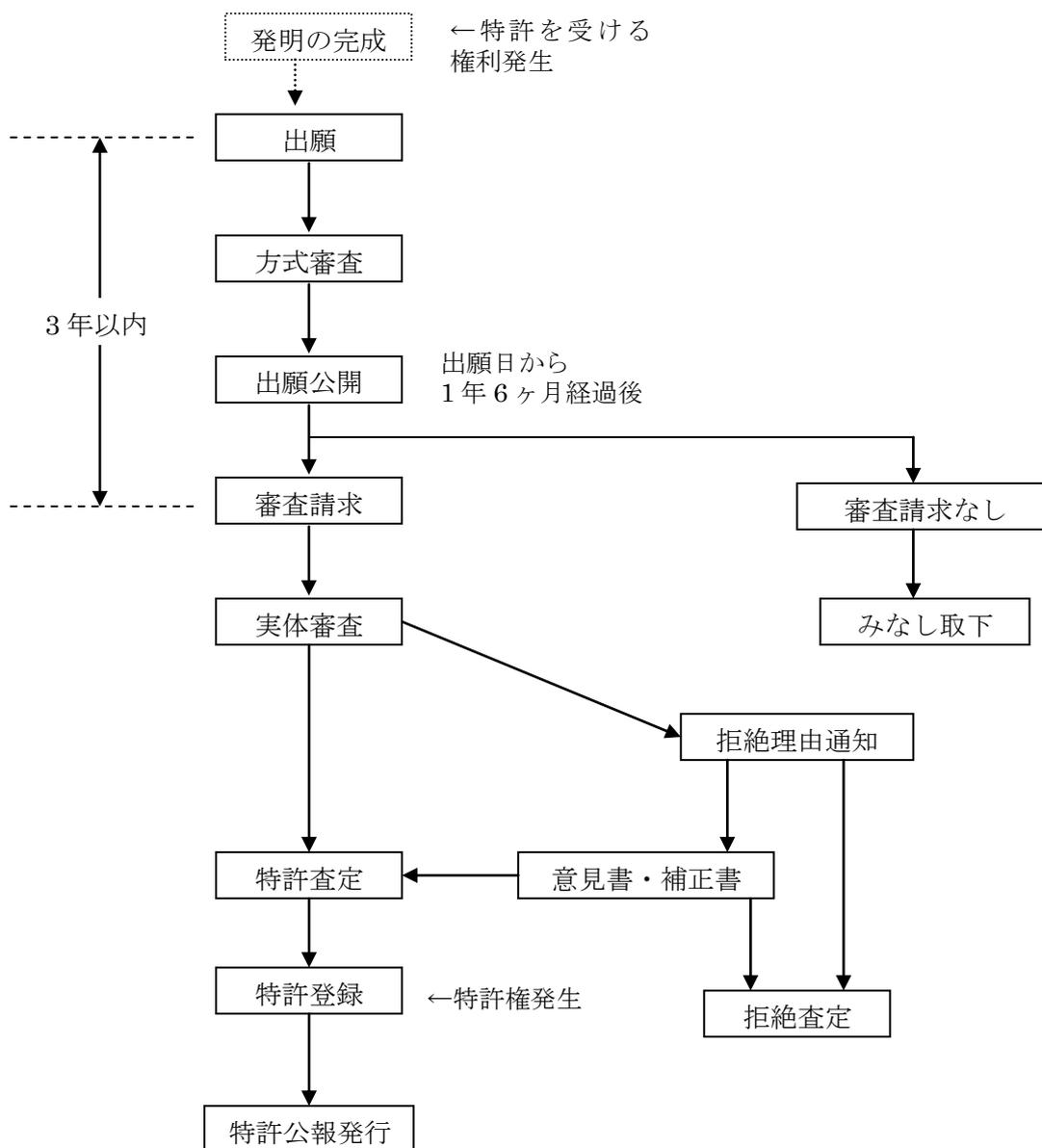


6. 特許出願から登録までの流れ



* 出願日から1年6ヶ月経過後、出願公開により出願内容が公開されます。ただし、出願人が早期の公開を希望して出願公開の請求をしたときは、この前に公開されることがあります。

* 特許権の存続期間は特許出願の日から20年で終了となっています。

■ 出願から登録までの期間

特許権を取得するためには、特許庁に対して特許出願を行い、特許庁での所定の審査を経て、設定登録を受ける必要があります。特許を出願してから、登録されるまでには、平均して数年間を要します。特に設定登録を急ぐ事情がある場合で、一定の要件を満たすときは、特許庁に対し早期審査請求等の手続きをとることも可能です。

上記フローにもあります通り、特許庁で審査（実体審査）をしてもらうためには、審査請求という手続きを出願してから3年以内に特許庁に対して行う必要があります。単に出願を行うだけでは、設定登録を受けることはできません。

■ 登録に必要な要件

特許出願をした後、かかる出願が特許庁での審査において、登録してもよいと判断されるためには、いくつかの特許要件を満たす必要があります。例えば、以下のようなものです。

- A 産業上利用できる発明であること（産業上の利用可能性）
- B いままで世間にはなかった、新しい発明であること（新規性）
- C 既に世間で知られた技術から容易にその発明をすることができないこと（進歩性）
- D 他人より先の出願であること（先願主義）

このうち、BとCの要件には留意が必要です。なぜなら、もし研究者が、特許の出願よりも前に、自分の発明を学会、研究会や論文、大学での講義、研究室のホームページ等で発表すると、その発明は世間に知られた発明となってしまうので、Bの要件を満たさなくなるからです。また、発表内容が出願した発明の内容と完全に一致したものでない場合であっても、当該発表内容がCの要件の判断における引用例となり、結果としてCの要件を満たさなくなることも考えられます。

BとCの要件を満たさないとして不利益を被らないためには、学会発表、論文の公表等の時期と、特許出願の時期を調整し、十分な余裕を持って大学へ発明届を提出した上で、学会発表等に先立ち特許出願を完了させることが重要です。

どうしても発表前に特許出願を完了することが難しい場合は、以下に述べる方策をとることによりBとCの要件を失っていないのと同様の取扱いを受けることができる場合がありますが、その場合でも、常に方策が万能というわけではなく、一部の外国（欧州等）では権利を取得することができなくなったり、国内であっても発表と出願の間に第三者の出願があった場合には、それにより拒絶されるおそれがあるなどの様々な不利益がありますのでご注意ください。

特許出願が論文発表に間に合わない場合の方策としては、以下のものがあります。

- ① 特許出願前に研究成果を研究会等で明らかにする場合、出席した研究者に対して、当該研究成果に関する情報を秘密にすることを了解してもらうことにより、BとCの要件を失わないようにすることができます。しかし、研究成果を知ることになる者全員に、秘密保持を定めた書類への署名等の手続等、慎重な取扱いが必要ですし、配付資料等がある場合には、（例えば研究会終了後に回収するなどの）何らかの対応が必要になります。
- ② 学会等における発表であれば、既に発表していてもBとCの要件を失っていないとの例外的な扱いを受けることができる場合もあります（新規性喪失の例外；特許法第30条による救済措置）。

通常の日国内の学会（日本化学会、高分子学会、電気学会など）での発表であればこの例外規定を受けられる可能性があります。

また、東京大学が開催する研究集会（大学主催又は共催するもののみが対象。東大の共催とするためには事前の手続きが必要な場合があるので「東京大学共催ガイドライン」を参照のこと。ただし、後援は共催には含まれない。）における発表であれば、かかる例外的扱いを受けることができます。

しかし、海外の学会での発表は原則として対象外となっており、また東大構内で行われる研究集会であっても、学部や学科で自主的に行われる博士論文・修士論文・学士論文の発表会における発表ではかかる例外的扱いを受けることができませんので留意が必要です。

さらに、かかる例外的扱い（第30条の適用）を受けることを希望する場合は、発表等を行った日から6月以内に、所定の証明書等を付して特許出願を行う手続きが必要になりますので留意してください。

手続きの詳細につきましては、産学連携本部にお問い合わせください。

■ 関連条文

◇特許法 第 29 条（特許の要件）

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
 - 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
 - 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明
- 2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

◇特許法 第 30 条（発明の新規性の喪失の例外）

特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

(以下、略)